

平成 2 1 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 1 年 9 月 1 4 日 (月曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 2 1 年 9 月 1 4 日 (月) 午前 1 0 時開会

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 4 2 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計補正予算 (第 7 号) の議決について |
| 日程第 4 | 議案第 4 3 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市水道事業会計補正予算 (第 1 号) の議決について |
| 日程第 5 | 議案第 4 4 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 4 5 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 4 6 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 4 7 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 4 8 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 9 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 0 号 | 平成 2 0 年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について
(提案説明、審議留保) |
| 日程第 1 2 | 報告第 2 2 号 | 平成 2 0 年度健全化判断比率及び平成 2 0 年度資金不足比率の報告について |
| 日程第 1 3 | 報告第 2 3 号 | 専決処分事項について (損害賠償の額の決定)
(報告、質疑) |

出席議員（16名）

1番	北村道生	議員	2番	内山鉄芳	議員
3番	端無徹也	議員	4番	田中勲	議員
5番	三林輝匡	議員	6番	神保美也	議員
7番	南靖久	議員	8番	三鬼和昭	議員
9番	與谷公孝	議員	10番	大川真清	議員
11番	濱中佳芳子	議員	12番	三鬼孝之	議員
13番	高村泰徳	議員	14番	濱口文生	議員
15番	中垣克朗	議員	16番	真井紀夫	議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市長	岩田昭人	君
会計管理者兼出納室長	湯浅英男	君
市長公室長	仲	明君
総務課長	三木正尚	君
防災危機管理室長	川口明則	君
税務課長	吉澤壽朗	君
福祉保健課長	大倉良繁	君
環境課長	野田耕史	君
市民サービス課長	山下恭徳	君
建設課長	大屋	一君
新産業創造課長	奥村英仁	君
水産農林課長	小倉宏之	君
水道部長	佐々木	進君
尾鷲総合病院事務長	宮本忠明	君
尾鷲総合病院総務課長	大川一文	君
尾鷲総合病院医事課長	世古讓治	君
教育委員長職務代理者	岩本芳和	君
教育長職務代理者教育総務課長	岩出育雄	君
教育委員会生涯学習課長	川端直之	君

教育委員会学校教育担当調整監
監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長

玉 津 勲 哉 君
濱 田 俊 次 君
濱 野 薫 久 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長
次長兼議事・調査係長
議 事 ・ 調 査 係 主 査

山 本 和 夫
内 山 雅 善
竹 平 專 作

〔開会 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） これより平成21年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には大変お忙しい中、平成21年第3回定例会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

提出議案につきましては、何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において13番、高村泰徳議員、14番、濱口文生議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から10月8日までの25日間といたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月8日までの25日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第42号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第7

号)の議決について」から、日程第11、議案第50号「平成20年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」までの計9議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました9議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) 平成21年度第3回定例会の開会に当たり、議案についてのご説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、今月6日に実施いたしました平成21年度尾鷲市総合防災訓練につきましては、地域住民が災害対策の主役であるとの観点から、緊急地震速報による危険回避行動の実践、津波からの避難、家族との安否確認など、災害発生時における初動対応の確認を目的として、幅広い層が参加いただけるよう実施いたしましたところ、自主防災組織70組織、約2,500名の方が訓練に参加していただき、無事終了することができました。また、各関係機関におかれましては、独自の企画による初動対応訓練を実施していただき、尾鷲海上保安部など26機関、約1,000名の参加をいただきました。残暑の厳しい中、早朝よりご参加いただきました自主防災組織を始め各関係機関、市民の皆様方に対しましては厚く御礼を申し上げます。

まず、水産振興についてであります。

近年、水産資源の保護・培養や水質浄化等の広域的機能の発揮を支える役割を担っていた藻場や干潟が、地球温暖化や海水の富栄養価などの海洋環境の変化によって、その機能の低下が懸念されています。また、水産業及び漁村の有する多面にわたる機能が、将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするためには、藻場、干潟の維持管理等の沿岸域の環境・生態系を守るための取り組みが水産資源の生育環境の改善や水産資源の回復に必要であります。このため、国におきましては、藻場、干潟の維持管理等、環境・生態系保全を行う組織を支援するため、環境・生態系保全活動支援事業が創設されました。この事業は、漁業者を中心とした地域ぐるみの組織が藻場や干潟などの機能の維持・回復を図るため、効果の高い保全活動に取り組む組織活動に対し、5年間交付金を交付し、支援を行っていくものであります。

本市におきましては、この事業の活用により、早田地区において早田漁協を中

心に地域協議会を組織し、磯焼けした磯のウニ駆除や母藻の設置などを行うことにより、早田湾の魚介類の産卵場や稚魚・稚貝の育成場としての藻場機能の維持・回復を図り、漁獲量の増加につなげてまいります。また、曾根地区におきましても、曾根浦漁協を中心に地域協議会を組織し、アサリなどの二枚貝やゴカイなどの底生生物が陸から流れ込む有機物を分解するなど、水質浄化機能を有していることから、古川河口の耕うんやアサリの放流などにより、賀田湾の干潟機能の維持・回復を図ってまいります。

次に、福祉施策についてであります。

国におきましては、現下の経済不況から国民全体の個人所得が減少していることにかんがみ、昨年度に臨時の措置として子育て応援特別手当を実施しましたが、今年度も昨年度同様、1人当たり3万6,000円とし、その対象者を小学校就学前3年間に属する第1子の子供に拡大して実施されます。これを受け、本市におきましても、国の定める子育て応援手当交付金支給要領に基づき、順次進めてまいります。

次に、新型インフルエンザ対策についてであります。

厚生労働省は、去る8月28日に新型インフルエンザによる国内の患者数は年内に約2,500万人、人口の20%に達するとの推計罹患率に基づく流行シナリオを発表したところです。患者のうち、入院率は1.5%で約38万人が入院治療を要し、そのうち約4万人が重症化になると予想されており、今月下旬にはピーク時を迎え、その時点においては1日76万人が発症する見通しであるとしています。

このような中、三重県におきましても新型インフルエンザ患者数は次々と確認されてきており、地域においては休校、学年閉鎖を余儀なくされているところもあらわれています。本市におきましても、発症者がいつ出てもおかしくない状況となっており、今月1日、尾鷲市新型インフルエンザ対策本部を再び発足させ、全国の集団発生状況及び県内のインフルエンザ患者の保健所への届け出状況等について、情報共有を行うとともに、流行に備え、各部局が緊密に連携し、迅速な対応がとれるよう指示したところであります。また、市民の皆様方に正しい知識に基づいた冷静な対応をしていただくよう、インフルエンザの感染予防に向けた啓発を行っていくことを確認し、早速、防災行政無線、ホームページを利用した啓発をするとともに、広報紙での周知を図っております。

いずれにいたしましても、全市民を対象に感染予防のための基本メッセージ、

手洗い、うがい、罹患した際のせきエチケットや外出自粛などを呼びかけるとともに、基礎疾患等をお持ちの方にインフルエンザ様症状が生じた際の早期受診・早期治療を促していくなど、積極的に広報活動を展開してまいりたいと考えています。

次に、環境施策についてであります。

まず、ごみ処理についてであります。本市の清掃工場は、平成3年に稼働して以来、既に18年が経過しています。そのため、工場の補修工事等に多額の費用を要しておりますが、日々の市民生活において欠くことのできない施設であります。清掃工場は2基の焼却炉を設置しており、1号炉の火格子については、平成19年度に大規模な改修を行っていますが、2号炉の火格子は、平成9年度に中間部分の一部を取りかえているものの、大半が平成3年度に設置した当初のままの状態であり、減肉や破損などの劣化が極端に進んだ状況になっていきます。

焼却炉の火格子は、450個のグレートバーと32個のサイドプレートから構成されており、グレートバーの裏側には一次空気を通過させる通路を迷路上に設けており、火格子の冷却と燃焼用の一次空気の余熱を同時に行う構造になっております。また、グレートバーの先端側面ノズルから一次空気を高速で噴出し、常に均一な空気を炉内に供給することで、ごみをむだなく燃焼させることができます。しかし、現状の火格子の状況では、空気を安定的に供給することは極めて困難であり、不完全燃焼が発生しやすい状況になっていきます。炉内の燃焼が安定しない状態で排ガスを制御することは不可能に近いことから、2号炉を全面的に改修すべく、グレートバー及びサイドプレートの全数を取りかえるための工事を実施いたします。この取りかえ工事により、ごみ処理量の安定化を図るとともに、市民生活の安全と安心を確保してまいりたいと考えております。

次に、レジ袋の有料化についてであります。

先月11日に紀北管内の3事業所と三重県地球温暖化防止活動推進センター、三重県、紀北町、本市との間で協定締結式をとり行い、9月1日から3店舗で実施されておりますが、事前の周知キャンペーンなどの効果もあって、比較的スムーズにレジ袋の有料化が進み、マイバッグを持参される方が多くなってきています。この取り組みを管内に広く展開していくため、市民の皆様には深いご理解を求めながら、各事業所に協賛を呼びかけるなど、積極的に広報活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災対策についてであります。

今月の29日から10月1日におきまして、陸上自衛隊中部方面隊が実施する東南海・南海地震対処演習が、和歌山県、高知県、三重県など5県で実施されます。この訓練は、孤立地域への救出支援を目的としていることから、災害時において孤立することが懸念される本市においても重要であるものと認識し、部隊の受け入れ、移送訓練など、東紀州防災拠点施設（ヘリポート）を中心とした訓練に参加するとともに、今後も自衛隊とのさらなる連携強化に努めてまいります。

また、近年、台風、集中豪雨などにより、全国各地で土砂災害や水害が発生し、多くのとうとい人命が失われています。日本でも有数の豪雨地帯であり、また台風の常襲地帯でもある本市にとりましても、過去における風水害からの教訓を将来に伝えることが減災への一助になるものと思っております。このことから、10月2日に三重県との協働により、「伊勢湾台風50年事業」と題して、群馬大学工学部片田敏孝教授をお迎えし、風水害に対する防災講演会を開催いたします。

次に、学校施設の耐震化についてであります。

学校施設の耐震化につきましては、第2回定例会の公共施設耐震問題特別委員会におきまして、義務教育施設耐震化基本計画をお示しさせていただきました。本計画は、学校施設が児童・生徒の学習・生活の場として、また、災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割や機能を担っていることを踏まえ、平成25年度末までにすべての非木造校舎及び体育館の耐震化を完了させたいとの思いから、本市の財政状況や地震防災対策特別措置法の支援なども考慮し、策定したものであります。

本年度におきましては、まず生徒、近隣住民の方々の安全を最優先に配慮し、老朽化の著しい尾鷲中学校第1棟校舎の解体に着手いたします。また、向井小学校の管理教室棟校舎の耐震化につきましては、本計画の策定に当たり、5年間における一般財源充当可能額を精査した上で、国の補助基準の範囲内での耐震補強工事が可能であるとの考えから、平成22年度完成を目指すべく耐震補強工事の設計に着手いたします。

次に、学校における新型インフルエンザ対策につきましては、尾鷲市教育委員会新型インフルエンザ対応マニュアル及び三重県教育委員会インフルエンザ・クラスターサーベイランス（集団内における監視体制）による対応を行っております。9月3日に開催したインフルエンザ対策の臨時校長会の場において、手洗い、うがいの励行、及びせきエチケットの徹底を促すとともに、当分の間、風邪によ

る欠席者数の報告等を行うよう、各幼小中学校に指示をいたしました。また、インフルエンザ様症状が1クラス2名以上発症した場合には、学校医と相談を行い、その結果については速やかに教育委員会へ報告するよう指示を出しております。

なお、これらのすべての情報は教育委員会、保健所、学校医が共有することになっており、今後、さらなる連携の強化を図ることにより、インフルエンザ感染予防及び拡大の防止に努めたいと考えています。

続きまして、今回提案しております議案第42号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」及び議案第43号「平成21年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」の2議案についてご説明いたします。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算（第7号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で3億2,102万4,000円、水道事業会計で457万2,000円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を183億5,803万9,000円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の概要につきましては、13款国庫支出金は6,170万円の増額です。これは、平成21年度版・子育て応援特別手当1,646万6,000円、市道梅ノ木谷線改良事業委託金1,000万円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金2,375万2,000円などによるものであります。

14款県支出金は、4,244万5,000円の増額です。これは、介護基盤緊急整備特別対策事業等補助金2,625万円、美しい森づくり基盤整備事業交付金301万8,000円及び港湾改修事業地元負担金に係る地域活性化・公共投資臨時交付金600万円が主なものであります。

16款寄附金は、16万9,000円の増額です。これは、ふるさと納税寄付1件10万円と一般寄付1件6万9,000円によるものです。

17款繰入金は、2億870万7,000円の増額です。これは、平成20年度において国の第2次補正で交付された地域活性化・生活対策臨時交付金の3割を公共施設等基金に積み立てていた3,542万8,000円を尾鷲中学校危険校舎解体工事に充当するための繰り入れと、今回の補正予算財源として財政調整基

金から1億7,327万9,000円を繰り入れするものであります。

19款諸収入は、650万3,000円の増額です。これは、尾鷲市地域公共交通活性化協議会受託事業収入455万6,000円が主なものであります。

20款市債は、港湾整備事業費の増加に伴う港湾整備事業債150万円の増額であります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりです。このうち主なものについて次のページでご説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、議会費ですが、議会運営経費では、市議会だよりを発行するための印刷製本費46万円を計上しています。

次に、総務費ですが、財産管理費では、基金積立金で寄附金を財政調整基金に5万円、地域福祉基金に12万円を積み立てるものであります。

企画費では、本年7月からふれあいバスの実証運行を実施しておりますが、地域住民の生活に密着したバス路線を構築するため、住民アンケートを実施する経費として100万4,000円を計上しています。なお、この事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用するものです。

人権・男女共同参画費は、県からの受託事業として、人権講演会等の経費として50万4,000円を計上しています。

民生費では、社会福祉総務費で、離職者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う住宅手当緊急特別措置事業として103万6,000円の計上であります。

老人福祉費では、老人福祉一般事務費で、聖光園ナースコール設備修繕料187万1,000円、老人福祉施設援護事業で、特定非営利活動法人あいあいのグループホーム増設に対して、県補助金の介護基盤緊急整備特別対策事業等補助金2,625万円を交付するものです。

児童福祉総務費では、平成21年度版・子育て応援特別手当1,646万6,000円の計上であります。

児童措置費673万4,000円の増額は、保育所事業で、南輪内保育園アスベスト除去工事期間中の仮園舎として使用する輪内中学校の改修工事費364万6,000円が主なものであります。

生活保護総務費では、生活保護一般事務費で1,282万4,000円の増額です。これは、生活保護システムを導入するための委託料957万円が主なものであります。

衛生費では、塵芥処理施設費で、清掃工場2号炉改修工事費として1億5,330万円を計上しております。これには地域活性化・経済危機対策臨時交付金2,275万2,000円を充当いたします。

5ページをごらんください。

斎場管理費で、斎場控室の空調設備修繕料35万7,000円を計上しております。

農林水産業費では、農地費で向井地内農業用水路修繕料40万円、林業用振興費で、高齢林整備間伐促進事業補助金として森林組合おわせに301万8,000円、水産振興費で、早田、曾根地区で漁業者を中心とした地域ぐるみの組織が実施する藻場再生事業、干潟再生事業に環境・生態系保全活動支援事業負担金75万円を計上しております。

次に、商工費です。商工振興費で、消費者相談窓口対策として消費者行政活性化事業161万8,000円を計上しております。

土木費では、道路新設改良費で、市道梅ノ木谷線道路改良工事費1,000万円の計上であります。

港湾管理費では、港湾改修事業地元負担金750万円の増額です。なお、この事業は、地域活性化・公共投資臨時交付金を活用するものであります。

次に、教育費では、学校管理費（小学校費）で、向井小学校耐震補強設計委託料247万7,000円、教育振興費（小学校費）で、三木小学校が地域間交流を推進するための豊かな体験活動推進事業79万1,000円、学校管理費（中学校費）は、尾鷲中学校危険校舍解体工事費5,918万7,000円を計上し、事業費の一部に平成20年度に交付され、公共施設等基金に積み立てておりました地域活性化・生活対策臨時交付金を充当いたします。

公民館費は、中央公民館耐震診断業務委託料207万7,000円を計上し、事業費の一部に地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当いたします。

6ページをごらんください。

次に、債務負担行為補正についてご説明いたします。

新財務会計システム借上料は、現在、使用しているシステムの借り入れ期間満了となるために、新たに期間を平成22年度から平成27年度まで、限度額

を3,500万円とするものです。次に、可燃ごみ収集運搬業務委託料も委託期間が満了するため、期間を平成22年度から平成24年度まで、限度額を1億2,452万円とするものです。次に、クリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託料は、期間を平成22年度から平成24年度まで、限度額を3億1,778万5,000円とする3件の債務負担をお願いするものであります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

7ページをごらんください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の支出で、営業費用480万円を増額し、営業外費用で22万8,000円を減額し、合計で457万2,000円を増額するものです。

以上をもちまして、「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）案」など2議案の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第44号「平成20年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第48号「平成20年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、5議案につきましても、会計管理者から説明させます。

議案第49号「平成20年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましても、病院事務長から、議案第50号「平成20年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」につきましても、水道部長からそれぞれ説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 会計管理者兼出納室長。

〔会計管理者兼出納室長（湯浅英男君）登壇〕

会計管理者兼出納室長（湯浅英男君） それでは、議案第44号「平成20年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第48号「平成20年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」まで、計5議案につきまして、お手元の平成20年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要をご説明いたします。

1ページをごらんください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の96

億 5,990 万 4,000 円に対し、歳入決算額は 89 億 4,402 万 8,853 円で、予算現額に対する収入率は 92.5%となっております。歳出決算額は 88 億 6,160 万 4,802 円で、執行率は 91.7%であります。歳入歳出差引残額は 8,242 万 4,051 円となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入歳出とも予算現額は同額の 30 億 8,345 万 4,000 円に対し、歳入決算額は 29 億 9,408 万 9,005 円で、97.1%の収入率であります。歳出決算額は 29 億 2,950 万 6,079 円で、執行率は 95.0%であります。歳入歳出差引残額は 6,458 万 2,926 円となっております。

老人保健医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の 3 億 463 万 3,000 円に対し、歳入決算額は 3 億 2,856 万 2,646 円で、107.8%の収入率であります。歳出決算額は 3 億 160 万 666 円で、執行率は 99.0%、歳入歳出差引残額は 2,696 万 1,980 円となっております。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の 4 億 9,721 万 1,000 円に対し、歳入決算額は 4 億 8,815 万 3,476 円で、98.1%の収入率であります。歳出決算額は 4 億 8,061 万 3,610 円で、執行率は 96.6%、歳入歳出差引額は 753 万 9,866 円となっております。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の 276 万 6,000 円に対し、決算額は歳入歳出とも同額の 276 万 5,070 円で、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

以上、平成 20 年度の決算総額は、総合計額のとおり、歳入歳出とも予算現額は同額の 135 億 4,796 万 8,000 円に対し、歳入決算額は 127 億 5,759 万 9,050 円で、94.1%の収入率であります。歳出決算額は 125 億 7,609 万 227 円で、執行率は 92.8%であります。歳入歳出差引残額は 1 億 8,150 万 8,823 円となります。

次に、2 ページをごらんください。

実質収支額ですが、区分 3 の歳入歳出差引額から繰越明許費等の繰越額を差し引いたものが実質収支額となりますが、本年度は一般会計に繰越明許費繰越額 3,178 万 8,000 円がありますので、これを差し引いた 5,063 万 6,051 円がこの実質収支額となり、平成 21 年度への繰越金となります。

特別会計につきましては、区分4の翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

それでは、一般会計歳入歳出決算からご説明申し上げます。

3、4ページをごらんください。

この表は、一般会計の歳入款別決算額調でございます。各款別の主なものにつきましてご説明いたします。なお、この表の備考欄には、収入済額の平成19年度との比較増減額等を記載してありますので、ご参照ください。

第1款市税は、予算現額24億8,216万9,000円に対し、調定額は29億6,489万6,359円、収入済額は25億1,099万8,628円で、前年度と比較して1,246万4,682円の減収で、調定額の減額によるものであります。明細は備考欄に記載のとおり、市民税個人分と軽自動車税を除く固定資産税等が減少しています。不納欠損額は152件の4,272万1,672円で、前年度と比較しまして786万4,825円の減額であります。この主な要因は、前年度に引き続き執行停止後3年経過した法人の大口滞納額を計上したものの、その額が小さくなったためであります。収入未済額は4億1,117万6,059円で、前年度と比較しまして4,700万8,294円の減額であります。収納率は84.6%で、前年度より1.4ポイント上昇しております。

第2款地方譲与税の収入済額は8,179万9,889円。

第3款利子割交付金の収入済額は1,170万5,000円。

第4款配当割交付金の収入済額は482万7,000円。

第5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は162万2,000円。

第6款地方消費税交付金の収入済額は1億8,785万2,000円。

第7款、自動車取得税交付金の収入済額は4,544万円で、それぞれの増減については備考欄に記載のとおりであります。

第8款地方特例交付金の収入済額は2,495万1,000円で、前年度と比較しまして1,091万9,000円の増額となりました。

次に、5、6ページをごらんください。

第9款地方交付税は、収入済額31億4,298万5,000円で、前年度と比較して1億7,761万4,000円の増額であります。要因は、地方交付税全体が増加していますが、特に普通交付税の増加が大きなものであります。

第10款交通安全対策特別交付金の収入済額は375万4,000円でありま

す。

第11款分担金及び負担金の収入済額は1億4,043万8,745円で、前年度と比較しまして472万2,786円の減額であります。主な要因は民生費負担金の減額によるものであります。収入未済額は543万5,300円で、これはすべて保育所の保育料未納分であります。

第12款使用料及び手数料の収入済額は1億906万341円で、前年度と比較して98万503円の減額であります。主な要因は衛生手数料のし尿処理手数料の減額であります。不納欠損額は22件の12万7,200円で、し尿処理手数料であります。収入未済額は467万6,500円で、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

第13款国庫支出金の収入済額は7億4,168万9,755円で、前年度と比較して9,074万2,624円の増額であります。主な要因は総務費国庫補助金で、緊急経済対策関係の補助金に係る増額によるものです。

第14款県支出金の収入済額は5億1,896万4,831円で、前年度と比較して1億5,077万8,083円の減額であります。主な要因は、前年度の商工費県補助金での発電用施設周辺地域振興事業補助金が本年度はなくなったことによるものでございます。

第15款財産収入の収入済額は1億4,438万6,069円で、前年度と比較して7,191万5,406円の増額となっております。主な要因は不動産売払収入の増額であります。

次に、7、8ページをごらんください。

第16款寄附金の収入済額は690万9,570円で、前年度と比較して270万5,093円の減額であります。前年度との比較は備考欄に記載のとおりであります。

なお、一般寄附金の中で、ふるさと納税の分は8件の49万円です。

第17款繰入金の収入済額は3億3,168万8,792円で、前年度と比較して1億9,571万8,381円の減額であります。これは、主に退職手当基金繰入金等の減額と老人保健医療事業会計繰入金の増額との相殺によるものであります。明細は備考欄に記載のとおりであります。

第18款繰越金の収入済額は2億636万9,345円で、前年度からの繰越金でございます。

第19款諸収入の収入済額は2億4,708万6,888円で、前年度と比較し

て1億7,019万4,383円の減額であります。主な要因は、前年度の雑入での株式会社クボタからの尾鷲市クリーンセンター建設工事入札談合事件に伴う独占禁止法違反による損害賠償金によるものがなくなったことによるものであります。収入未済額は261万7,485円で、そのうち106万5,000円が奨学資金貸与金返還分で、生活保護法第63条及び第78条による返還金分62万4,707円と児童手当返還金40万円などであります。

第20款市債の収入済額は4億4,150万円で、前年度と比較して2億3,720万円の減額であります。科目別の詳細は備考欄のとおりですが、主な要因は農林水産業債や商工債の温浴施設整備事業債等の減額によるものです。

繰越明許費の収入済額は4,000万円で、前年度と比較して1億3,344万6,100円の減額であります。繰越明許費は国庫支出金で地域介護・福祉空間整備等交付金であります。

歳入合計は、予算現額96億5,990万4,000円、調定額94億1,078万3,069円、収入済額89億4,402万8,853円で、前年度と比較して6億5,882万2,808円の減額、率にして6.8%の減少でございます。不納欠損額は4,284万8,872円、収入未済額は4億2,390万5,344円であります。なお、収入未済額の大半は市税であります。予算現額対し収入済額は7億1,587万5,147円の減額で、収入率は92.5%、収納率は95.0%であります。

以上、3ページから8ページまでの歳入の主要部分をご説明いたしましたが、参考までに、予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を37ページから47ページにかけて掲げてありますのでご参照ください。

次に、9、10ページをごらんください。

歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものにつきましてご説明いたします。

なお、この表の備考欄には、支出済額の平成19年度との比較増減等を記載してありますのでご参照ください。

第1款議会費は、支出済額1億3,309万4,144円で、前年度と比較しまして659万5,696円の減額となっております。議員報酬等及び議会運営経費の減によるものであります。執行率は98.9%であります。

第2款総務費は、支出済額17億3,624万9,836円で、前年度と比較し

て1,873万2,130円の減額であります。減額となった主な要因は、備考欄に記載のとおり、財産管理費及び防災費等の増額と選挙費等の減額との相殺によるものであります。翌年度繰越金3億6,657万1,000円は、定額給付金給付事業に係る分であります。執行率は81.3%となっております。

第3款民生費は、支出済額25億6,843万5,548円で、前年度と比較して3,698万1,324円の増額であります。この主な要因は、後期高齢者医療費等の増額と老人医療費等の減額との相殺によるものであります。翌年度繰越額787万9,000円は、子育て応援特別手当事業の分であります。執行率は98.4%となっております。

第4款衛生費は、支出済額11億4,364万6,612円で、前年度と比較して1億4,338万3,096円の減額であります。この主な要因は、塵芥収集費等の増額と塵芥処理施設費等の減額との相殺によるものであります。翌年度繰越額4,386万8,000円、塵芥処理施設維持補修事業ほか1事業に係るものであります。執行率は94.9%でございます。

次に、11、12ページをごらんください。

第5款農林水産業費は、支出済額2億9,964万3,287円で、前年度と比較して1億564万2,392円の減額であります。主な要因は、農地費や水産振興費等の減額と林業振興費等の増額との相殺によるものです。翌年度繰越額3,393万4,000円は、地域住宅モデル普及推進事業ほか3事業に係る分であります。執行率は88.7%であります。

第6款商工費は、支出済額1億8,522万10円で、前年度と比較して2億2,122万3,226円の減額であります。主な要因は、19年度の地域振興ゾーン整備事業完成に伴う観光費の減額によるものであります。執行率は98.8%となっております。

第7款土木費は、支出済額4億3,203万4,962円で、前年度と比較して1億26万9,712円の増額であります。この主な要因は、道路新設改良費等の増額と街路事業費等の減額との相殺によるものです。翌年度繰越額2億2,957万9,000円は、市道梅ノ木谷線道路改良事業ほか3事業に係る分であります。執行率は64.9%であります。

第8款消防費は、支出済額5億8,525万6,023円で、前年度と比較して2,116万897円の減額であります。この主な要因は、消防施設費等の増額と常備消防費の減額との相殺によるものであります。執行率は99.3%とな

っています。

次に、13、14ページをごらんください。

第9款教育費は、支出済額7億6,590万6,377円で、前年度と比較して1,357万4,493円の増額であります。この主な要因は、事務局費における学校耐震化整備事業等の増額と小学校における学校管理費の人件費等の減額との相殺によるものであります。執行率は98.8%となっております。

第10款災害復旧費は、支出済額2,380万1,350円で、前年度から皆増であります。執行率は98.8%となっております。

第11款公債費は、支出済額9億4,831万6,653円で、前年度と比較しまして1,787万9,564円の増額であります。これは、償還元金の増額と償還利子の減額との相殺であります。執行率は99.8%となっております。

第12款予備費は、9款教育費の社会教育費へ158万7,000円充当しております。

繰越明許費は、支出済額4,000万円で、地域介護・福祉空間整備事業補助金の分です。執行率は100%であります。

次に、歳出合計を見ていただきますと、予算現額96億5,990万4,000円に対し、支出済額は88億6,160万4,802円で、前年度と比較して5億3,487万7,510円の減額となり、率にして5.6%の減少となります。翌年度繰越額は6億8,183万1,000円、不用額は1億1,646万8,198円で、執行率は91.7%となっております。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上生じたものにつきましては、その主な理由を41ページから44ページにかけて掲げてありますのでご参照ください。

次に、15ページをごらんください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフであらわしたものでございます。構成比率の高い順から記載してあります。第1位は地方交付税で35.1%、第2位は市税で28.1%、第3位は国庫支出金の8.3%で、第4位以降の順位につきましては記載のとおりでございます。なお、括弧内の数字は、前年度の構成比であります。

次に、16ページの歳出でございますが、第1位は民生費の29.0%、第2位は総務費の19.6%、第3位は衛生費の12.9%で、第4位以降の順位につきましては記載のとおりでございます。

17ページをごらんください。

この表は、一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものでございます。決算額の合計88億6,160万5,000円のうち、義務的経費は41億8,140万8,000円で、全体の47.2%を占めています。前年度と比較しまして1,560万6,000円の減額であります。このうち人件費は17億8,383万5,000円で、構成比は第1位の20.1%、決算額は前年度と比較しまして4,283万2,000円の減額であります。扶助費は14億4,925万6,000円で、構成比率は16.4%、前年度と比較しまして934万6,000円の増額です。公債費は9億4,831万7,000円で、構成比は10.7%、決算額の前年度比較では1,788万円の増額です。

投資的経費は7億8,677万3,000円となり、構成比は8.9%です。普通建設事業費は7億6,297万2,000円で、災害復旧事業費は2,380万1,000円です。普通建設事業費の事業内容は、18ページの事業明細表のとおりであります。

次に、その他の経費でございますが、38億9,342万4,000円で、前年度と比較して4,616万9,000円の減額で、構成比率は全体の43.9%であります。

なお、この性質別経費を円グラフであらわしたものが18ページに掲載してあります。

次に、19、20ページをごらんください。

この表は、平成5年度から国保・老人保健・後期高齢・公共下水など各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合等の一部事務組合への負担金についての支出状況をまとめたものであります。

下欄の平成20年度の欄をごらんください。

国保・老人保健・後期高齢・公共下水など各特別会計への繰出金はそれぞれ記載のとおりで、計5億3,859万3,000円であります。一方、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合等の一部事務組合への負担金は11億5,834万1,000円であります。

繰出金と負担金の合計は16億9,693万4,000円で、これを前年度と比較しますと1,419万5,000円の増額となります。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

続きまして、21、22ページをごらんください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

款別に主な科目を見てみますと、第1款国民健康保険税は、収入済額5億2,884万4,557円で、前年度と比較して1億6,030万8,752円の減収であります。この主な要因は、後期高齢者医療事業の新規増設による被保険者の減少に伴う税収への影響であります。明細は備考欄に記載のとおりであります。不納欠損額は113件の2,762万3,218円で、前年度と比較しまして194万6,163円の減額であります。収入未済額は2億5,516万728円で、前年度より3,724万596円減少しております。収入率は101.1%、収納率は65.1%であります。前年度より3ポイント減少しております。

次に、第2款国庫支出金の収入済額は5億4,340万4,699円で、前年度と比較しまして2億5,464万8,016円の減額であります。この主な要因は、昨年度までありました老人保健分に対する療養給付費等負担金の減額と財政調整交付金の減額が大きく占めております。

第3款療養給付費等交付金は、収入済額2億6,963万5,000円で、前年度と比較して4億7,028万2,630円の減額で、この主な要因は、退職者医療制度の廃止に伴う療養給付費等交付金の減額によるものです。

第4款前期高齢者交付金は、収入済額9億7,141万7,737円で、この款は制度改正に伴う新規の分であります。

第5款県支出金は、収入済額9,913万3,395円で、前年度と比較して2,434万714円の減額であります。この主な要因は、財政調整交付金の減額が大きく占めております。

第6款共同事業交付金は、収入済額2億7,107万1,066円で、前年度と比較して2,174万8,467円の減額であります。主な要因は、保険財政共同安定化事業交付金の減額によるものです。

第7款財産収入は記載のとおりであります。

第8款繰入金は、収入済額1億7,420万337円で、前年度と比較しまして2億3,128万8,780円の減額であります。明細は備考欄に記載のとおりであります。

次に、23、24ページをごらんください。

第9款繰越金は、前年度から繰越金1億2,869万2,004円であります。

第10款諸収入は、収入済額756万7,210円で、主に交通事故等に係る納付金や保険税延滞金の収入であります。前年度と比較しまして59

万6,745円の増額であります。

歳入合計は、予算現額30億8,345万4,000円、調定額32億7,687万2,951円、収入済額29億9,408万9,005円、不納欠損額は2,762万3,218円、収入済額2億5,516万728円であります。収入率は97.1%、収納率は91.3%となっております。

25、26ページをごらんください。

議長（三鬼和昭議員） もう少しゆっくり説明してください。

会計管理者兼出納室長（湯浅英男君） 次に、歳出款別決算額調であります。

第1款総務費は、支出済額6,484万2,753円で、前年度と比較しまして387万3,311円の増額であります。この主な要因は、一般管理費の増額と賦課徴税费等の減額との相殺によるものであります。執行率は94.0%であります。

第2款保険給付費は、支出済額18億8,189万5,335円で、支出総額の64.2%を占めております。

（「議長、言うても何も変わらへんのですわ。もうちょっとゆっくり言えん」と呼ぶ者あり）

会計管理者兼出納室長（湯浅英男君） はい。

前年度と比較して2,528万253円の減額であります。この主な要因は、療養諸費における一般療養給付費の増額と退職分療養給付費等の減額との相殺が主な要因であります。明細は備考欄のとおりで、執行率は94.8%であります。

第3款後期高齢者納付金は、支出済額2億8,540万605円で、今年度新たにできた款で、執行率は99.9%です。

第4款前期高齢者納付金は、支出済額38万4,293円で、今年度新たにできた款です。執行率は99.5%であります。

第5款老人保健拠出金は、支出済額1億245万4,393円で、前年度と比較しまして4億367万554円の減額であります。この要因は、老人保健医療事業特別会計が実質的に今年度から後期高齢者関係の医療事業へ移行したことに伴い大幅な減額となったものであります。執行率は99.9%であります。

第6款介護納付金は、支出済額1億1,477万8,858円で、前年度と比較して2,454万855円の減額であります。執行率は99.9%であります。

第7款共同事業拠出金は2億9,618万4,413円の支出済額で、前年度と比較しまして2,476万8,788円の増額であります。この主な要因は、保険

財政共同安定化事業拠出金等の増額によるものであります。執行率は99.9%であります。

27、28ページをごらんください。

第8款保健事業費は2,955万7,590円の支出済額で、前年度と比較して1,203万5,233円の増額であります。執行率は78.8%であります。

第9款公債費は不執行であります。

第10款諸支出金の支出済額は2,899万839円で、前年度と比較して204万907円の減額であります。執行率は98.5%であります。

第11款、基金積立金の支出済額は1億2,501万7,000円で、国保財政調整基金へ積み立てております。

第12款予備費は不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額30億8,345万4,000円、支出済額は29億2,950万6,079円で、前年度と比較しまして7,051万2,889円の減額、率にして2.3%の減少であります。不用額は1億5,394万7,921円、執行率は95.0%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、45ページから48ページにかけて掲げてありますのでご参照ください。

次に、29、30ページをごらんください。

この表は、老人保健医療事業特別会計の歳入款別決算額でございます。

第1款支払基金交付金は、収入済額1億4,602万3,054円で、前年度と比較しまして14億2,285万2,946円の減額であります。この要因は、老人保健医療事業特別会計が実質的に今年度から後期高齢者関係の医療事業へ移行したことによるものであり、この款以降で減額している要因は同じものとなっております。

第2款国庫支出金は、収入済額9,795万2,226円で、前年度と比較して9億1,090万4,518円の減額であります。

第3款県支出金は、収入済額2,291万2,426円で、前年度と比較して2億2,454万1,265円の減額であります。

第4款以降は記載のとおりでございます。

以上、歳入合計は、予算現額3億463万3,000円に対し、調定額と収入済額は同額の3億2,856万2,646円で、収入率は107.8%、収納率は100%でございます。なお、収入済額を前年度と比較しますと28億266

万3,755円の減額で、率にしまして89.5%の減少であります。

次に、31、32ページをごらんください。

歳出であります。

第1款総務費の支出済額は121万3,676円で、主に一般管理費における支給審査委託料で、執行率は92.5%であります。

支出済額の86.6%を占める第2款医療諸費は、支出済額は2億6,127万8,978円、前年度と比較して27億8,675万875円の減額です。不用額は293万1,022円で、前年度と比較して3億7,967万7,125円の減額であります。主な要因は、歳入のところで説明させていただきましたように、当老人保健医療事業特別会計が実質的に今年度から後期高齢者関係の医療事業へ移行したことによるものであります。執行率は98.8%であります。

第3款諸支出金は3,910万8,012円の支出済額で、前年度と比較して881万9,012円の増額となっております。主な要因は、前年度の精算としての償還金及び還付加算金の減額と一般会計への繰出金の増額との相殺によるものであります。

第4款公債費は不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額3億463万3,000円、支出済額は3億160万666円で、前年度と比較しまして27億9,547万9,777円の減額となっております。率にして90.2%の減少です。不用額は303万2,334円であります。執行率は99.0%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、49、50ページに掲げてありますのでご参照ください。

続きまして、33、34ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計であります。上段の表は歳入で、下段の表は歳出となっております。この特別会計は本年度に新設いたしました。

歳入の第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は1億4,818万6,256円です。

第2款繰入金の収入済額は3億3,972万2,000円です。

第3款国庫支出金については、この歳入の充当事業が繰越明許となったため、収入済額はございません。

第4款諸収入の収入済額は24万5,220円です。

以上、歳入合計は、予算現額4億9,721万1,000円に対し、調定額は4

億 9,039 万 1,487 円、収入済額は 4 億 8,815 万 3,476 円で、収入率は 98.1%、収納率は 99.5%でございます。

次に、下の表の歳出をごらんください。

第 1 款総務費の支出額は 1,814 万 6,837 円です。翌年度繰越額 472 万 5,000 円は、後期高齢者医療システム回収業務委託に係るものであります。執行率は 75.6%となっております。

第 2 款広域連合負担金の支出済額は 4 億 6,246 万 6,773 円です。執行率は 97.7%となっております。

いずれの款も前年度との比較はありません。

歳出合計は、予算現額 4 億 9,721 万 1,000 円、支出済額 4 億 8,061 万 3,610 円、翌年度繰越額 472 万 5,000 円、不用額は 1,187 万 2,390 円、執行率は 96.6%であります。

続きまして、35、36 ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計でございます。

当特別会計につきましては、収入済額、支出済額いずれも同額の 276 万 5,070 円であります。

歳入の第 1 款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金、歳出の第 1 款公債費の支出済額は市債償還元金及び償還利子で、不用額は 930 円、収入率、執行率はともに 99.9%となっております。

以上、平成 20 年度尾鷲市一般会計及び四つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書を別途添付してありますので、後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、決算審査特別委員会におきましてご説明いたしますので、何とぞご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（宮本忠明君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（宮本忠明君） 引き続きまして、議案第 49 号「平成 20 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」であります。お手元に配付の平成 20 年度尾鷲市病院事業会計決算書によりご説明いたします。

まず、決算の説明に入ります前に、平成 20 年度の病院利用状況についてご説明いたします。

延べ入院患者数は7万7,125人で、うち一般病棟6万3,555人、療養病棟が1万3,570人で、前年度と比較しますと2,066人減少いたしました。また、延べ外来患者数におきましても11万8,595人と、前年度と比較いたしますと8,400人減少いたしました。

診療科別に見ますと、入院で外科が1,543人ふえておりますが、整形外科が3,150人減少しております。また、外来で、内科・循環器科が4,184人、整形外科が3,114人、眼科が1,460人それぞれ減少。一方、皮膚科が454人、泌尿器科が386人それぞれ増加しております。

病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対しまして87.5%、療養病棟の病床数56床に対しまして66.4%で、全体の病床利用率は82.9%と前年度に比べ2.4%減少しております。

本年度の決算状況は、事業収益40億628万9,232円、事業費用43億6,736万9,562円で、当年度の事業結果として3億6,108万330円の純損失を計上しております。

それでは、平成20年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容についてご説明いたします。

1ページ、2ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出ですが、まず収入では、第1款病院事業収益の予算額39億6,413万円に対し、決算額40億1,386万3,232円で、4,973万3,232円の増額となり、予算額に対する収入率は101.3%となりました。

支出では、第1款病院事業費用で、予算額43億9,478万7,000円に対し、決算額43億1,804万3,972円で、不用額7,674万3,028円を生じ、予算額に対する執行率は98.3%となっております。

この報告書の各項の説明につきましては、後ほど損益計算書でご説明いたします。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入についてですが、第1款資本的収入の予算額2億9,663万8,000円に対し、決算額は2億9,663万4,000円で、4,000円の減額になり、予算額に対する収入率は100%となっております。

次に、支出は、第1款資本的支出の予算額4億460万6,000円に対し、

決算額は4億240万5,000円で、不用額220万1,000円を生じ、予算額に対する執行率は99.5%となりました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億577万1,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額25万7,869円及び過年度分損益勘定留保資金1億551万3,131円で補てんいたしました。

続きまして、5ページ、6ページをごらんください。

損益計算書についてご説明いたします。

医業収益が38億4,880万5,162円、医業費用が41億3,650万9,189円で、医業損失2億8,770万4,027円を生じました。

次に、医業外収益が1億5,685万4,535円、医業外費用が2億2,327万1,062円となり、医業外収支は6,641万6,527円の損失が生じました。医業損失にこの額を加えた3億5,412万554円を経常損失として計上しております。

特別利益は62万9,535円、特別損失は758万9,311円で、当年度純損失は3億6,108万330円となりました。この額に前年度繰越欠損金31億1,567万4,616円を加えた当年度未処理欠損金は34億7,675万4,946円となり、翌年度に繰り越されるものであります。

続きまして、7ページの剰余金計算書についてご説明いたします。

欠損金の部の1、欠損金につきましては、繰越欠損金、年度末残高に当年度純損失を加え、当年度未処理欠損金として34億7,675万4,946円計上いたしました。

次に、資本剰余金の部であります。 、国庫補助金は変動ありません。 、受贈財産評価額において、(1)前年度末残高は変動がありませんが、(3)当年度発生高が565万7,130円で、当年度末残高は6,442万8,359円となりました。 、寄附金につきましては変動ありません。 、その他資本剰余金において、当年度発生高1億6,093万4,000円が増加となっておりますが、これは一般会計からの繰入金のうち、元金償還金に対する額として1億5,888万9,000円及び石油連盟からの補助金204万5,000円であります。これらの当年度末残高を合計した額43億9,717万1,295円が翌年度繰越資本剰余金となります。

次に、8ページの欠損金処理計算書ですが、これは先ほど損益計算書で説明したとおり、当年度未処理欠損金34億7,675万4,946円に対し、欠損金処

理額はなく、同額を翌年度に繰り越しするものであります。

続きまして、9ページから11ページまでの貸借対照表についてご説明いたします。

まず資産の部ですが、1、固定資産の(1)有形固定資産で、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた残高、有形固定資産合計44億4,017万8,733円となりました。(2)無形固定資産は347万9,200円となっております。(3)投資につきましては1,224万2,670円で、これら固定資産合計額は44億5,590万603円です。

次に、流動資産は、現金、未収金、貯蔵品を合わせて10億3,111万1,295円であります。

10ページをごらんください。

1、繰延勘定は、(1)控除対象外消費税5,468万8,107円で、固定資産、流動資産、繰延勘定を合わせた資産合計は55億4,170万5円であります。

続きまして、負債の部です。

4、固定負債はありません。

5、流動負債についてですが、(1)一時借入金はありませんが、(2)未払金は2億3,215万440円であります。内訳は32ページに掲載しております。(3)その他流動負債は1,724万9,910円で、流動負債の合計が2億4,940万350円となっております。負債の部の合計は、流動負債合計と同額の2億4,940万350円であります。

次に、資本の部であります。

6、資本金は、(1)自己資本金は前年度と同額の2億85万6,095円、(2)借入資本金は41億7,102万7,211円で、全額企業債であります。他会計借入金はなく、借入資本金合計が借入資本金と同額で、資本金合計が43億7,188万3,306円あります。

7、剰余金では、(1)資本剰余金は、国県補助金、受贈財産評価額、寄附金、その他資本剰余金を合計しまして43億9,717万1,295円あります。

11ページをごらんください。

(2)欠損金であります。イ、当年度未処理欠損金が34億7,675万4,946円で、欠損金合計が同額の34億7,675万4,946円となり、これを資本剰余金から差し引いた額9億2,041万6,349円が剰余金合計で

あります。資本金と剰余金の合計、つまり資本の部の合計額が52億9,229万9,655円、負債の部と合わせた負債資本合計55億4,170万5円となり、先ほど資産の部で説明した資産合計額と一致しております。

なお、12ページ以降に病院事業会計の附属資料を掲載しておりますので、後ほどごらんください。また、別紙として尾鷲市監査委員の決算審査意見書を添付しております。

以上、簡単でございますが、平成20年度尾鷲市病院事業会計の決算説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 水道部長。

〔水道部長（佐々木進君）登壇〕

水道部長（佐々木進君） それでは、続きまして、議案第50号「平成20年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

まず、決算書の説明に入る前に、平成20年度の水道事業の概況についてご説明申し上げます。

お手元でございます決算書の11ページをごらんください。

平成20年度の給水戸数は1万168戸で、前年度に比べて79戸の減であり、普及率は99.8%でございます。年間総給水量は481万8,816立法メートル、前年度と比較すると給水量で29万1,119立法メートルの増、有収水量で25万2,821立法メートルの減となっております。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において日尻野26・28号線配水管布設替工事を始め4件の布設替工事を実施いたしました。また、桂山配水池では耐震診断を実施いたしました。

簡易水道におきましては、古江及び三木里地区の配水管布設替工事、三木里浄水場における発電機の取りかえ、また、古江ポンプ場では計装盤取りかえを実施いたしました。

次に、経理状況につきましては、収益的収支では、事業収益5億739万4,381円に対し、事業費用5億994万3,522円で、差し引き254万9,141円の損失が生じました。

以上、概略説明を申し上げ、決算書の説明に入らせていただきます。

それでは、決算書の1ページをごらんください。

（1）収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款水道事業収益、予算

額 5 億 3 , 2 8 1 万 4 , 0 0 0 円に対し、決算額は 5 億 3 , 1 9 7 万 1 8 4 円で、予算額より 8 4 万 3 , 8 1 6 円減となりました。

第 2 項営業外収益の決算額でございますが、この決算額から消費税額を差し引いた額が、5 ページの損益計算書の 3、営業外収益の額と 4 3 0 円の差異があります。これは消費税の納税計算上の差額でありまして、決算報告書には記載されており、損益計算書では雑収益として計上されております。

次に、支出の第 1 款水道事業費用、予算額 5 億 4 , 5 1 8 万 1 , 0 0 0 円に対し、決算額は 5 億 2 , 9 7 6 万 7 , 9 1 0 円で、1 , 5 4 1 万 3 , 0 9 0 円の不用額を生じております。

続きまして、3 ページの (2) 資本的収入及び支出につきましては、収入の第 1 款資本的収入、予算額 4 , 5 2 2 万 5 , 0 0 0 円に対し、決算額は 4 , 1 4 1 万 8 , 9 2 4 円で、予算額より 3 8 0 万 6 , 0 7 6 円の減となりました。

次に、支出の第 1 款資本的支出、予算額は 3 億 5 6 7 万 8 , 0 0 0 円に対し、決算額は 2 億 9 , 5 1 2 万 1 , 0 3 0 円で、法第 2 6 条の規定による繰越額が 9 2 9 万 2 , 5 0 0 円ありますので、不用額は 1 2 6 万 4 , 4 7 0 円となります。

資本的収支において収入額が支出額に対して不足する額 2 億 5 , 3 7 0 万 2 , 1 0 6 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんいたしました。

次に、5 ページの損益計算書をごらんください。

1、営業収益 4 億 9 , 3 1 6 万 1 , 0 1 8 円から、2、営業費用 4 億 2 , 5 3 8 万 3 , 7 0 6 円を差し引いた 6 , 7 7 7 万 7 , 3 1 2 円が営業利益で、これに 3、営業外収益 1 , 4 2 3 万 3 , 3 6 3 円を加え、4、営業外費用 8 , 3 8 7 万 3 , 1 6 4 円を減額しますと、経常損失 1 8 6 万 2 , 4 8 9 円となります。この経常損失から、5、特別損失 6 8 万 6 , 6 5 2 円を減額した 2 5 4 万 9 , 1 4 1 円が当年度純損失で、前年度繰越利益剰余金 6 , 1 8 0 万 3 , 5 8 5 円を加えた 5 , 9 2 5 万 4 , 4 4 4 円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6 ページの剰余金計算書をごらんください。

利益剰余金の部では、1、減債積立金は 1 億 8 , 0 2 1 万 1 , 0 0 0 円、2、建設改良積立金は 2 , 6 4 3 万 5 , 9 5 6 円で、積立金合計は 2 億 6 6 4 万 6 , 9 5 6 円となっております。3、未処分利益剰余金は、先ほどの損益計算書で説明しました当年度未処分利益剰余金 5 , 9 2 5 万 4 , 4 4 4 円となります。

続いて、資本剰余金の部ですが、1、工事負担金の当年度発生高 3 6 1 万円は、

給水加入金であります。2、国県補助金の当年度処分高449万3,976円は、固定資産除去費と補助金返還によるものであります。3、他会計補助金の当年度発生高2,332万8,674円は、簡易水道起債償還元金に対する補助金収入であります。4、受贈財産評価額の当年度の増減はなく、前年度末残額と同額となっております。5、その他資本剰余金の当年度発生高429万9,750円は、消火栓設置負担金収入であります。翌年度繰越資本剰余金は12億3,056万1,613円であります。

次に、7ページの剰余金処分計算書であります。当年度未処分利益剰余金5,925万4,444円を翌年度へ同額繰り越ししようとするものでございます。

次に、貸借対照表の8ページと9ページをごらんください。

資産の部、固定資産の(1)有形固定資産合計は63億3,382万2,448円で、これに(2)無形固定資産合計73万9,700円と(3)投資合計6万1,080円を加えた固定資産合計は63億3,462万3,228円であります。流動資産では、(1)現金預金から(4)その他流動資産までの流動資産合計は4億7,117万1,010円で、資産合計は68億579万4,238円あります。

次ページ、負債の部では、固定負債合計額1億4,308万3,328円、流動負債合計額6,224万6,371円で、負債合計は2億532万9,699円あります。

資本の部では、資本金、(1)自己資本金11億8,472万1,324円、(2)借入資本金39億1,928万202円で、資本金合計は51億400万1,526円あります。

剰余金では、(1)資本剰余金合計は12億3,056万1,613円、(2)利益剰余金合計は2億6,590万1,400円で、剰余金合計は14億9,646万3,013円となり、これに資本金合計51億400万1,526円を加えた資本合計は66億46万4,539円であり、負債資本合計は68億579万4,238円となり、前ページの資産合計額と同額となります。

以上で平成20年度尾鷲市水道事業会計決算の説明といたします。

なお、決算書の11ページから27ページまで決算附属資料を添付してございます。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(三鬼和昭議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

ここで10分間休憩します。

〔休憩 午前11時37分〕

〔再開 午前11時48分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12、報告第22号「平成20年度健全化判断比率及び平成20年度資金不足比率の報告について」及び日程第13、報告第23号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件についてご説明いたします。

報告第22号の「平成20年度健全化判断比率及び平成20年度資金不足比率の報告について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告させていただくものです。

詳細につきましては、議案書の11ページのとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことをご報告させていただきます。

次に、報告第23号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、平成21年8月3日、本市職員がふれあい収集業務のため訪問していた新田町内の駐車場にて方向転換しようとしたところ、駐車中であった相手方の車両と接触し、相手方車両に損害を与えたものであります。このことについて双方協議の結果、過失割合を本市職員100%、相手方0%とし、平成21年8月12日に損害賠償額を12万3,000円と決定すべく、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会への報告とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なお、報告案件であることにご留意の上、ご発言願います。

質疑の通告がありますので許可いたします。

15番、中垣克朗議員。

15番（中垣克朗議員） 報告第22号「平成20年度健全化判断比率及び平成20年度資金不足比率の報告について」お尋ねします。

常に財政危機や破綻の実態を把握するために必要なデータであり、財政悪化の判断基準を検討することは、住民生活の福祉、医療、教育などの基礎的な公共サービスを提供する財源を確保し、保障するための行政の責務であり課題であります。

19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、財政健全化の指標として新たに連結型の財政指標が導入されて、財政規模が異なる自治体によって基準値が年度により変動するので、確率や比較の評価に戸惑いますが、早期健全化基準についての実質赤字比率と連結赤字比率に関して、また尾鷲市の標準財政規模など、それぞれの項目の計算式を教えてください。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%、将来負担比率の早期健全化基準も350%に一応策定されているのに、実質赤字比率の早期健全化基準は、19年度は14.7%が20年度14.67%であり、同様に連結実質赤字比率は、19年19.7%が19.67%になっていて、基本がなぜ年度によって変わるのか戸惑います。その理由をまずお示してください。

議長（三鬼和昭議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） まず最初に、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準の数値が20年度と19年度に相違がある理由についてご説明をいたします。

実質赤字比率の早期健全化基準は、各自治体の標準財政規模を基礎数値として使用し、毎年度再計算されるため基準値が変更されます。基礎数値の標準財政規模は、一般財源ベースでの標準的な財政規模を示すもので、およそ標準税収入額等プラス普通交付税プラス臨時財政対策債発行可能額であらわされます。これらの数値は、毎年度の普通交付税の算定で確定されることとなります。ちなみに20年度の標準財政規模は55億5,203万円となっております。

次に、早期健全化基準の実質赤字比率等の計算式についてご説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条第1項早期健全化基準に実質赤字比率の数値が定められ、その規定は5分の1に地方財政施行令第8条第2項の規定により算定した額を標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に2分の1を乗じて得た数値と定められております。

なお、地方財政法施行令第8条第2項の規定により算定した額とは、標準財政

規模の額に100億円を加えて得た額に30分の1を乗じて得た額でございます。その結果、20年度実質赤字比率の早期健全化基準は14.67%となり、連結実質赤字比率の基準は、この数値に5%を加算した19.67%となります。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 15番、中垣議員。

15番（中垣克朗議員） 市長報告にもありましたが、再確認いたします。

平成20年度公営企業における資金不足比率は、水道事業会計マイナス82.9、病院事業会計マイナス20.3、公共下水道特別会計0.0と表示しており、いずれも赤字でない場合は負の値で表示するとあります。さきに地元紙でも病院や水道会計の赤字決算が報道されています。赤字なのに黒字表現は、資金不足がないという意味なのか、その整合性が理解しにくいので、わかりやすく再度ご説明ください。

議長（三鬼和昭議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） 資金不足比率は、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業の規模に対する比率であります。計算式は、およそ流動負債から流動資産を差し引き、得た額を営業収益で除して得た数値ということになります。公営企業会計のいずれも資金不足が生じていないので、資金不足比率は経営健全化基準をクリアしております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 15番、中垣議員。

15番（中垣克朗議員） ありがとうございます。

「夕張になる、夕張になる」と事あるたびに叫び続けて不安をあまり立て、あらしのように去っていった人がおります。夕張にはならないし、してはなりません。執行部の皆さんも賢明であり、議会にもチェック機能があります。今回のこれらの報告の数値をごらんになられて、地域経済安定のためにも、どういうご見解をお持ちか最後に市長にお伺いして私の質疑を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今回報告させていただいた実質赤字比率及び連結実質赤字比率等の健全化判断比率は、すべて基準を下回っていますが、しかしながら、本市の財政状況はまだまだ厳しい状況であります。今後もこの健全化判断比率を注視していきながら行財政改革の進行に努めてまいります。

また、夕張の二の舞にならないよう、職員一同しっかり頑張りますので、ご協

力をお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

4番、田中勲議員。

4番（田中勲議員） 通告していませんので申しわけないですが、今、尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書の中で……。

議長（三鬼和昭議員） 質疑につきましては、今、報告2件について、それ以前のものについては審議を留保しておりますので、再開日に質疑願いたいと思います。

他に報告案件に対しまして質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす9月15日から17日までを休会とし、18日金曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時00分〕